

島根県

平成23年9月2日(金)

第 2,321 号

(毎週火・金曜日発行)

http://www.pref.shimane.lg.jp/

目 次

【規 則】

森林法施行細則の一部を改正する規則

(森林整備課)

2

7

11

【告示】

保安林予定森林

(森林整備課)

急傾斜地崩壊危険区域の指定

(砂 防 課) 7

【公告】

島根県メールシステム構築運用保守業務の調達に係る提案競技の実施

(情報政策課)

(薬事衛生課)

平成23年度クリーニング師試験の実施 平成23年度秋期島根県狩猟免許試験の実施

(森林整備課) 13

【選管告示】

衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことがで きる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる

15

政見放送の回数

参議院島根県選挙区選出議員選挙又は島根県知事選挙における政見放送を行うこ

15

とができる基幹放送事業者及び政見放送の回数

【正 誤】

平成13年12月4日付け島根県報号外第109号中

(砂 防 課) 15

公布された条例等のあらまし

◇森林法施行細則の一部を改正する規則(規則第68号)

- 1 規則の概要
- (1) 使用権設定に関する意見の聴取に係る手続を定めることとした。(第4条・第5条関係)
- (2) 森林法の一部改正に伴う規定及び様式の整備(第10条・様式第7号その1・様式第7号その2関係)
- (3) その他規定及び様式の整備
- 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規則

森林法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年9月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第68号

森林法施行細則の一部を改正する規則

森林法施行細則(平成7年島根県規則第10号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「知事が行う」を「保安林の指定又は解除に関する」に改める。

第9条を第11条とする。

第8条中「第188条第3項」を「第188条第4項」に、「職員」を「者」に、「証票」を「証明書」に改め、同条を第10 条とする。

第7条を第9条とし、第4条から第6条までを2条ずつ繰り下げ、第3条の次に次の2条を加える。

(使用権設定に関する意見の聴取)

- 第4条 法第50条第2項の規定により知事が行う意見の聴取は、知事又はその指名する者が議長として主宰する意見聴取 会によって行う。
- 2 法第50条第4項に定める当事者がその代理人を意見聴取会に出席させようとするときは、代理人1人を選任し、当該選任に係る代理人の権限を証する書面に代理人の氏名及び住所を記載して、これを意見聴取会の開始前に議長又は議長の指名する者に提出しなければならない。
- 3 議長は、意見聴取会において、出席した当事者又はその代理人に証拠を提示させ、意見を陳述させることができる。 ただし、議長は、その者が正当な理由がないのに証拠を提示せず、意見を陳述しないと認めるときは、その者がその証 拠の提示をし、陳述をしたものとして意見聴取会の議事を運営することができる。
- 4 議長は、意見聴取会の議事の運営上必要があると認めるときは、当事者又はその代理人の証拠の提示又は陳述について、その時間を制限することができる。
- 5 当事者又はその代理人は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。
- 6 議長は、特に必要があると認めるときは、意見聴取会を傍聴している者に発言を許可することができる。
- 7 前2項の規定により発言を許可された者の発言は、その意見の聴取に係る案件の範囲を超えてはならない。
- 8 第4項の規定によりその証拠の提示若しくは陳述につき時間を制限された者がその制限された時間を超えて証拠の提示若しくは陳述をしたとき、又は第5項若しくは第6項の規定により発言を許可された者が前項の範囲を超えて発言し、若しくは不穏当な言動があったときは、議長は、その証拠の提示、陳述若しくは発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。
- 9 議長は、意見聴取会の秩序を維持するため必要があるときは、その秩序を乱し、又は不穏な言動をした者を退場させ

ることができる。

10 議長は、意見聴取会の終了後遅滞なく意見聴取会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

(公示の方法)

- 第5条 法第50条第3項の規定による公示は、島根県報に登載して行うものとする。
 - 様式第2号その1に注として次のように加える。
 - (注) 2において土地所有者及び関係人の氏名又は名称及び住所を記載することができない場合には、その旨及びその理由を記載すること。
 - 様式第2号その2に注として次のように加える。
 - (注) 2において土地所有者及び関係人の氏名又は名称及び住所を記載することができない場合には、その旨及びその理由を記載すること。
 - 様式第2号その3に注として次のように加える。
 - (注) 2において土地所有者及び関係人の氏名又は名称及び住所を記載することができない場合には、その旨及びその理由を記載すること。
 - 様式第3号その1中「(第4条関係)」を「(第6条関係)」に改め、同様式に注として次のように加える。
 - (注) 3において土地所有者及び関係人の氏名又は名称及び住所を記載することができない場合には、その旨及びその理由を記載すること。
 - 様式第3号その2中「(第4条関係)」を「(第6条関係)」に改め、同様式に注として次のように加える。
 - (注) 3において土地所有者及び関係人の氏名又は名称及び住所を記載することができない場合には、その旨及びその理由を記載すること。
 - 様式第3号その3中「(第4条関係)」を「(第6条関係)」に改め、同様式に注として次のように加える。
 - (注) 3において土地所有者及び関係人の氏名又は名称及び住所を記載することができない場合には、その旨及びその理由を記載すること。
 - 様式第4号その1中「(第5条関係)」を「(第7条関係)」に改め、同様式に注として次のように加える。
 - (注) 3において土地所有者及び関係人の氏名又は名称及び住所を記載することができない場合には、その旨及びその理由を記載すること。
 - 様式第4号その2中「(第5条関係)」を「(第7条関係)」に改め、同様式に注として次のように加える。
 - (注) 3において土地所有者及び関係人の氏名又は名称及び住所を記載することができない場合には、その旨及びその理由を記載すること。
 - 様式第4号その3中「(第5条関係)」を「(第7条関係)」に改め、同様式に注として次のように加える。
 - (注) 3において土地所有者及び関係人の氏名又は名称及び住所を記載することができない場合には、その旨及びその理由を記載すること。
- 様式第5号その1、様式第5号その2、様式第5号その3、様式第5号その4、様式第5号その5及び様式第5号その6中「(第6条関係)」を「(第8条関係)」に改める。
 - 様式第6号その1、様式第6号その2及び様式第6号その3中「(第7条関係)」を「(第9条関係)」に改める。 様式第7号を次のように改める。

様式第7号その1 (第10条関係)

(表)

第 号

交付年月日 有 効 期 限

身分証明書 (職員用)

氏 名

職名

写 真

上記の者は、森林法第188条第2項及び第3項の規定により、他人の森林に立ち入って調査等ができる者であることを証する。

島根県知事

印

(裏)

森林法抜粋

(立入調査等)

第188条 〔略〕

- 2 農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、当該職員又はその 委任した者に、他人の森林に立ち入つて、測量又は実地調査をさせることができる。
- 3 農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、当該職員に、他人の森林に立ち入つて、標識を建設させ、又は前項の測量若しくは実地調査若しくは標識建設の支障となる立木竹を伐採させることができる。
- 4 前2項の規定により他人の森林に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。
- 5 第2項及び第3項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 6 国、都道府県又は市町村は、第2項又は第3項の規定による処分によつて損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

備考 用紙の大きさは、縦5.5センチメートル、横9.1センチメートルとする。

様式第7号その1の次に次の1様式を加える。

様式第7号その2 (第10条関係)

(表)

第 号

交付年月日

有効期限

身分証明書 (委任した者用)

住 所

氏 名

所 属(所属がある場合)

写 真

上記の者は、森林法第188条第2項の規定により、他人の森林に立ち入って測量及び実地調査ができる者であることを証する。

島根県知事

印

(裏)

森林法抜粋

(立入調査等)

第188条 〔略〕

- 2 農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、当該職員又はその 委任した者に、他人の森林に立ち入つて、測量又は実地調査をさせることができる。
- 3 〔略〕
- 4 前2項の規定により他人の森林に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。
- 5 第2項及び第3項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 6 国、都道府県又は市町村は、第2項又は第3項の規定による処分によつて損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

備考 用紙の大きさは、縦5.5センチメートル、横9.1センチメートルとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の森林法施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取 繕いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告示

島根県告示第599号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。 平成23年9月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 保安林予定森林の所在場所
 安来市荒島町字乙坂2551、3102
- 2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準 伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第600号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の 区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成23年9月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 区域の名称

蔵見 (追加)

2 土地の表示

平成13年島根県告示第887号で指定した標柱10号から標柱12号までを順次に結んだ線、標柱10号と次に掲げる地番の 土地に存する標柱22号を結んだ線、標柱22号から標柱25号までを順次に結んだ線及び標柱25号と標柱12号を結んだ線に より囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標柱番号
隠岐郡隠岐の島町上西中脇3番	10号
隠岐郡隠岐の島町上西千峯1番	11号

II.	7番16	12号
JJ	1番	22号及び23号
JJ	4番8	24号
11	4番1	25号

<u>公</u> 告

島根県メールシステム構築運用保守業務の調達に係る事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。 平成23年9月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 提案競技に付する事項

(1) 名称

島根県メールシステム構築運用保守業務 一式

(2) 仕様

別に定める島根県メールシステム構築運用保守業務に係る提案競技仕様書による。

(3) 期間

契約の日から平成29年6月30日まで

(4) 提案価格の上限額

提案価格の上限については、定めない。

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあっては(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあっては(2)に掲げる要件の全てを満たし、知事の参加資格の確認を受けたものであること。

- (1) 単独企業・法人の資格要件
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - イ 島根県税(個人の県民税及び地方消費税を除く。)について、未納の徴収金(納期限が到来していないものを除 く。)がない者であること。
 - ウ 消費税及び地方消費税について、未納の税額(納期限が到来していないものを除く。)がない者であること。
 - エ 島根県が実施する入札について、指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了 していない者でないこと。
 - オ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手 続開始の申立てがなされている者(これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者で あっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。) でないこと。
 - カ 共同企業体の構成員でないこと。
 - キ 提出書類の提出期限日において、本システムと同様な機能を有したシステムを構築し、運用保守に係る契約をし た実績があること。
- (2) 共同企業体の資格要件
 - ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。
 - (ア) 目的
 - (4) 企業体の名称
 - (ウ) 構成員の住所及び名称

- (エ) 代表者の名称
- (オ) 代表者の権限
- (カ) 構成員の出資の割合
- (キ) 構成員の責任
- (ク) 取引金融機関
- (ケ) 決算
- (コ) 利益金の配当の割合
- (サ) 欠損金の負担の割合
- (ジ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- (ス) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (t) 解散後の瑕疵担保責任
- (ツ) その他必要な事項
- イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。
- ウ 構成員の全てが(1)のアからオまでに該当すること。
- エ 構成員の中に(1)のキに該当する者が含まれること。
- オ 構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。
- 3 提案競技説明書の配布期間、配布場所及び配付手続き
 - (1) 配布期間

平成23年9月2日(金)から平成23年9月9日(金)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く。)

(2) 配布場所

松江市殿町8番地(島根県庁南庁舎6階) 島根県地域振興部情報政策課

(3) 配布手続

配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に記載し、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した者に無償で 1 部を配布する。

4 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の 提出を求めることがある。

- (1) 提案競技参加資格確認申請書 1部
- (2) 会社概要書又は経歴書 1部(共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部)
- (3) 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部(共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第4号)第4条の規定により入札参加資格の認定を受けている者(以下「登録業者」という。)については、写しの提出で可とする。)
- (4) 県税に係る納税証明書 1部(共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。)
- (5) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部(共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、 提出を要しない。)
- (6) 協定書の写し 1部 (共同企業体の場合のみ)
- (7) 提案書提出書 1部
- (8) 提案書 8部
- (9) 見積書 1部
- 5 書類の提出方法、提出期限及び提出先

(1) 提出方法

郵送又は持参による。

(2) 提出期限

ア 4の(1)から(6)までの書類については、平成23年9月20日(火)午後3時まで(郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。)

イ 4の(7)から(9)までの書類については、平成23年10月7日(金)午後3時まで(郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。)

(3) 提出先

郵便番号690-8501

松江市殿町1番地 島根県地域振興部情報政策課情報システム管理グループ

電話 0852-22-5566 ファックス 0852-22-5969

電子メール infosys@pref. shimane. lg. jp

- 6 提案競技に係る質問書について
 - (1) 質問は、期限までに文書により提出すること(ファックス又は電子メールによる質問書の送付も可とする。)。
 - (2) 質問提出期限は、平成23年9月12日(月)午後5時までとする。
 - (3) 提出先

5の(3)に同じ。

- (4) 質問に対する回答は、平成23年9月15日 (木) までに、提案競技説明書受領者全員に対しファックス又は電子メールにより通知する。
- 7 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、平成23年9月26日付けで、郵送にて通知する。

- 8 選定方法
 - (1) 島根県メールシステム構築運用保守業務に係る提案競技審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、厳正な審査を行い事業予定者を選定する。
 - (2) 評価については、以下の点を重点的に審査する。
 - ア 信頼性及び安定性
 - イ 機能性及び操作性
 - ウ 拡張性及び柔軟性
 - エ 構築及び運用保守費用
 - (3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。
 - (4) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について審査委員会による審査を行う。
 - ア 第1次審査

書類審査を行い、数件の優良提案を選定する。

イ 第2次審査

第1次審査で選定された提案者によるヒアリングを実施し、最も優れた提案を選定する。 なお、ヒアリングの日程等については、該当者にのみ別途通知する。

- (5) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。
- (6) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申し立ては受け付けない。
- 9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

(1) 参加する資格のない者が提案したとき。

- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実に反する申請や提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (6) あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者(以下「契約予定者」という。)と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。

なお、契約予定者が契約を辞退した場合には、審査委員会で次点とされた者と契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は、行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第69条第1項の規定により契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上定める。

- 11 その他の留意事項
 - (1) 提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には、原則として応じない。
 - (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
 - (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
 - (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
 - (5) 提出書類は、返却しない。
 - (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- 12 提案競技に関する問合せ先

5の(3)に同じ。

- 13 Summary
 - (1) Nature and quantity of services to be required:

An E-Mail System for Shimane Prefectural Government 1set

(2) Deadline for submission of proposal documents:

3:00 p.m. 7 October 2011

(3) For further details contact:

Information Policy Division

1 Tono-machi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-8501, Japan

 $\mathtt{TEL}: 0852\!-\!22\!-\!5566$

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第7条第1項の規定により、平成23年度クリーニング師試験を次のとおり 実施する。 平成23年9月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 試験日時

平成23年11月8日(火)午前9時30分から午後5時まで(午前9時15分から受付開始。昼休みを含む。)

- 2 試験場所
 - (1) 学科試験及び実地 (ワイシャツのアイロン仕上げを除く。) 試験 松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎
 - (2) 実地 (ワイシャツのアイロン仕上げに限る。) 試験 松江市山代町934-10 社会福祉法人しらゆり会障がい者支援施設希望の園
- 3 試験の内容
 - (1) 学科試験
 - ア 衛生法規に関する知識
 - イ 公衆衛生に関する知識
 - ウ 洗たく物の処理に関する知識
 - (2) 実地試験
 - ア 薬品及び繊維の鑑別
 - イ しみぬき
 - ウ ワイシャツのアイロン仕上げ
- 4 受験資格

学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する者(クリーニング業法の一部を改正する法律(昭和30年法律第154号)附則第5項の規定により学校教育法第57条に規定する者とみなされる者を含む。)

- 5 受験手数料
 - 8,400円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書に貼り付けて納付すること。
 - この収入証紙には、消印しないこと。

なお、納付された受験手数料は、返還しない。

6 受験願書等の受付期間

平成23年9月9日(金)から同年9月26日(月)まで

なお、郵送の場合は、平成23年9月26日までの消印のあるものに限り受け付ける。

7 受験願書等の提出先

住所地を管轄する保健所へ提出すること。

なお、県外居住者は、島根県健康福祉部薬事衛生課(〒690-0887 松江市殿町128番地)へ提出すること。

- 8 提出書類
 - (1) 受験願書
 - (2) 履歴書 (所定用紙)
 - (3) 写真(正面上半身、脱帽の手札型(縦11センチメートル、横8センチメートル)とし、出願前6月以内に撮影した もので、裏面に氏名及び生年月日を記入すること。)
 - (4) 受験資格があることを証明する書類 (卒業証明書又は卒業証書の写し。ただし、卒業証書の写しを使用する場合は、保健所において確認証明を受けたもの)
 - (5) 戸籍謄(抄)本(現在の氏名と似の証明書類の氏名とが異なる場合に限る。)
- 9 受験票の送付

受験票は、試験日の1週間前までに直接本人に送付する。

10 合格者の発表

平成23年12月13日(火)に県報に受験番号を公告するとともに島根県庁前の掲示板及び各保健所に掲示して行うほ か、合格者には合格証を交付する。

11 その他

受験願書請求、受験手続その他試験についての問合せは、各保健所又は島根県健康福祉部薬事衛生課薬事・営業指導 グループ (〒690-0887 松江市殿町128番地 電話0852-22-6529) にすること。

なお、郵便により願書を請求する場合は、80円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第41条及び鳥獣の保護及び狩 猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号。以下「施行規則」という。)第51条第1項の規定により、 平成23年度秋期島根県狩猟免許試験を次のとおり実施するので、同条第2項の規定により公告する。

平成23年9月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 対象者

県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者

- 2 狩猟免許を受けることができない者 法第40条の狩猟免許の欠格事由に該当する者
- 3 試験科目等
 - (1) 適性試験

科	E		
視		力	視力及び視野の検
聴		力	聴力の検査
運動	」能	力	歩行、四肢の屈伸、

(2) 知識試験

科目		時	間
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令	90分		
鳥獣の保護管理			
猟具に関する知識			
鳥獣に関する知識			

ただし、法第49条第1号に該当する者については、知識試験科目のうち、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法 令、鳥獣の保護管理及び鳥獣に関する知識を免除するとともに、試験時間を30分とする。

(3) 技能試験

免許の種類	試 験 事 項
網猟免許	1 銃器及びわな以外の猟具を見て当該猟具の使用の是非を判別すること。
	2 指定する法定猟具の1つを架設すること。
	3 鳥獣の図画、写真又は剥製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
わな猟免許	1 わなを見て当該猟具の使用の是非を判別すること。
	2 指定する法定猟具の1つを架設すること。
	3 獣類の図画、写真又は剥製を見てその獣類の判別を瞬時に行うこと。
第1種銃猟免許	1 模造銃(空気銃以外の銃器を模した物をいう。次号から第4号までにおいて同
	じ。) について点検、分解及び結合の操作を行うこと。
	2 模造銃に模造弾を装填し、射撃姿勢をとった後模造弾の脱包を行うこと。

	3 2人以上で行動する場合における銃器の保持及び携行並びにその受渡しを模造銃を
	用いて行うこと。
	4 休憩の際必要な銃器の操作を模造銃を用いて行うこと。
	5 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後
	射撃姿勢をとること。
	6 距離の目測を行うこと。
	7 鳥獣の図画、写真又は剥製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
第2種銃猟免許	1 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後
	射撃姿勢をとること。
	2 距離の目測を行うこと。
	3 鳥獣の図画、写真又は剥製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。

4 開催日時、場所等

月 日	時間	所在地及び会場名	対 象 区 域
10月1日(土)	午前9時~	松江市東津田町1741-1	県内全域
		松江合同庁舎	
10月22日 (土)	午前9時~	浜田市片庭町254	県内全域
		浜田合同庁舎	

5 狩猟免許申請方法等

(1) 狩猟免許申請手続

狩猟免許申請書に記載事項を記入し、写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの)1枚及び返信用封筒(受験票の送付に必要な郵送料に相当する郵便切手を貼り付け、宛名を明記したもの)を添えて申請すること。

また、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の 許可を現に受けている場合にあっては当該許可に係る許可証の写しを、当該許可を現に受けていない場合にあっては 医師の診断書を添付すること。

(2) 狩猟免許申請手数料

1 法第49条各号のいずれかに	(1) 網猟免許又はわな猟免許	2,900円
該当する者	(2) (1)以外の免許	3,900円
2 1以外の者	(1) 網猟免許又はわな猟免許	3,900円
	(2) (1)以外の免許	5, 200円

(3) 狩猟免許申請書提出期限

島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁農林局林業振興・普及グループ、各農林振興センター林業振興グループ及び事務所総務・鳥獣スタッフに備え付けた狩猟免許申請書により、試験実施日の10日前までに持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許申請書」と朱書し、試験実施日の10日前までに必着とすること。

(4) 申請書の提出先

郵便番号690-8501 松江市殿町1番地 島根県農林水産部森林整備課鳥獣対策室(電話0852-22-5160)

6 その他

- (1) 試験を受けようとする者は、交付を受けた受験票を試験当日必ず携行し、受付に提出すること。
- (2) 試験についての問合せは、島根県農林水産部森林整備課鳥獣対策室、隠岐支庁農林局林業振興・普及グループ、各農林振興センター林業振興グループ及び事務所総務・鳥獣スタッフにすること。

選挙管理委員会告示

島根県選挙管理委員会告示第67号

政見放送及び経歴放送実施規程(平成6年自治省告示第165号)第2条第7項の規定により、衆議院小選挙区選出議員 選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者(公職選挙法第150条第1項に規定する基幹 放送事業者をいう。以下同じ。)及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のとお り定める。

なお、平成16年島根県選挙管理委員会告示第2号(衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を 行うことができる一般放送事業者及び当該一般放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数)は、廃止 する。

平成23年9月2日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

テレビシ	ション 放 送
基 幹 放 送 事 業 者	回 数
山陰中央テレビジョン放送株式会社	1
日本海テレビジョン放送株式会社	1

島根県選挙管理委員会告示第68号

政見放送及び経歴放送実施規程(平成6年自治省告示第165号)第2条第7項の規定により、参議院島根県選挙区選出議員選挙又は島根県知事選挙における候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者(公職選挙法第150条第1項に規定する基幹放送事業者をいう。以下同じ。)及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のように定める。

なお、平成7年島根県選挙管理委員会告示第16号(参議院島根県選挙区選出議員選挙又は島根県知事選挙における政見 放送を行うことができる一般放送事業者及び政見放送の回数)は、廃止する。

平成23年9月2日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

参議院島根県選挙区選出議員選挙又は島根県知事選挙において政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び候補者 一人当たりの放送回数

テレビジ	ョン放送	ラ ジ オ	放 送
基幹放送事業者名	回 数	基幹放送事業者名	回 数
株式会社山陰放送	1	株式会社山陰放送	1
山陰中央テレビジョン放送株	1		
式会社			
日本海テレビジョン放送株式	1		
会社			

正誤

平成13年12月4日付け島根県報号外第109号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

 6
 |

 七第島

 号八根
 箇

 の百県

 表八告
 中十示

十五号	一〇番	
十三号及び十四号	六番二	
十二号	七番四	
十一号	一番	
九号及び十号	七番四	
七号及び八号	七番六	千峯

誤

十五号	一〇番	
十三号及び十四号	六番二	
十二号	七番四	
十一号	一番	千峯
十号	二番	中脇
九号	七番四	
七号及び八号	七番六	千峯

正